

移動等円滑化取組計画書

令和8年6月16日

住 所	吹田市千里万博公園1番8号
事業者名	大阪モノレール株式会社
代表者名	代表取締役 谷口 友英

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項 ＜現状の課題＞ ・所有する22編成中、9編成は移動円滑化基準のバリアフリー整備ガイドラインに適合しているが、残る13編成について適合させる必要がある。 ・全駅でエレベーターによる1ルート整備は完了しているが、老朽化が進行しているため、更新を行うなど適切な維持管理が必要である。 ＜中期的な対応方針＞ ・大阪府の受託事業として、公園東口駅のエレベーター1基、大日駅のエスカレーター1基を2026年度に更新する。 ・駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックの更新（JIS化）を2029年度までに実施する。 (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ＜現状の課題＞ ・介助、支援について、駅係員が個人の力量の差に依らないサービスの提供を行えることが必要である。 ＜中期的な対応方針＞ ・全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、駅係員に研修をするとともに、サービス介助士資格の取得を推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
----------------	------------------------------

未更新駅	昇降機設備の更新（大阪府からの受託事業） ・ 2026 年度：公園東口駅エレベーター1 基 （地上階～エントランス） 大日駅エスカレーター1 基（コンコース～ホーム） ・ 2027 年度：大日駅エスカレーター2 基（地下道～エントランス /コンコース～ホーム） 公園東口駅エレベーター1 基（コンコース～ホーム） ・ 駅舎内視覚障害者誘導用ブロックの JIS 化（2027～2029 年度）
------	--

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内案内表示装置、自動放送装置等の維持管理	車内案内表示装置、自動放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。万が一、機器が故障した場合は、速やかに予備品と交換を実施する。
駅案内放送装置等の維持管理	駅案内放送装置等の機能を維持するために定期点検を確実に実施する。
乗降用段差解消スロープの維持管理	乗降用段差解消スロープの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。
昇降機設備の維持管理	エレベーターの機能を維持するために定期点検を確実に実施する。また、お客さまにエレベーター利用不可の旨を周知するため、ホームページ上に各駅のエレベーター点検日を掲載する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応	高齢者の方や障害のあるお客さまをお見かけした場合は、必要に応じてお声がけをし、見守り・サポートを実施する。 必要に応じてホームまで介助を行い、運転士や降車駅の駅係員と連携したサポートを実施する。
見守りシステムの導入	駅係員が駅構内で介助を必要とされる方への支援を迅速に行うため、防犯カメラを活用した見守りシステムを導入する。

ご案内用タブレット端末の設置	全駅に設置しているチャット機能を搭載したご案内用タブレット端末を活用し、聴覚障害のあるお客さまからのお問合せに対応する。
----------------	--

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅での情報提供	・ダイヤ乱れ時には、改札口付近の案内モニターや案内放送等で運行情報を提供している。より分かりやすい案内文言等について引き続き研究していく。 ・全駅のトイレにおいて、自動音声によるトイレ位置案内を実施する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅係員による対応訓練を実施	バリアフリー研修（手話研修・乗降補助訓練等）を定期的を実施する。 2024 年度末時点で、全駅係員がサービス介助士資格を取得済。 2025 年度以降については、駅に新しく配属された係員の資格取得を順次進めている。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページへのバリアフリー情報の掲載	駅構内図（バリアフリースイッチ・エレベーター等）を掲載する。また、エレベーターが点検等により利用不可の場合、その旨をホームページ上に掲載する。
啓発活動	全駅に設置しているサイネージおよび駅構内放送により声掛けサポートの啓発を実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・自治体等が開催するバリアフリー関連の会議への出席などを通じて、要望やご意見に対し可能な限り対応する。

・他事業者との連絡会等の場に参加して情報収集を図っている。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

Ⅴ 計画書の公表方法

HPにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

当社の現中期経営計画において、交通サービスの向上とストレスフリーの施策を位置付けている。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。